

I. アンケート結果を踏まえた事務局案（医薬品）

注：No.が黄色い薬剤は、WGにおいて特に議論をお願いしたいものです。

1. 内用薬

(1) 追加

*アンケートに追加削除の理由が記載されていたものには「アンケートによると」と記載。

WHO推奨品目がある場合はその旨記載。

提案された薬剤				事務局案*	薬効分類	備考（商品名例）
No	分類	品名	表			
1	抗生物質製剤	抗生物質製剤	セフェム系薬	甲	6132	ケフラールカプセル250mg、フロモックス
2				乙		
3				丙		
4	化学療法剤	合成抗菌剤	ニューキノロン系薬	丙	6241	クラビット、ジェニナック
5		抗ウイルス剤	抗ヘルペスウイルス薬	甲	1319	バルトレックス錠、ゾビラックス軟膏
6				乙		
7	中枢神経系用薬	精神神経剤	クロチアゼパム剤 (5mg)	乙	1179	リーゼ
8	中枢神経系用薬	解熱鎮痛消炎剤	アセトアミノフェン	甲	1141	アセトアミノフェン、カロナール
9				乙		
10				丙		
11				丁		
12		ロキソプロフェンナトリウム水和物		甲	1149	アスピリン、バファリン、ロキソニン、ブルフェン
13				乙		
14				丙		
15		その他の中枢神経系用薬	オレキシン受容体拮抗薬	甲	1190	デエビゴ錠5mg、ベルソムラ錠15mg、20mg
16				乙		
17				丙		
18	感覚器官用薬	鎮暈剤	制吐薬	甲	1339	トラベルミン

19	循環器官用薬	血圧降下剤	Ca拮抗薬	乙	・アムロジンの日本標準商品分類は「循環器官用薬＞血管拡張剤＞冠血管拡張剤」、薬効分類は「高血圧症・狭心症治療薬、持続性Ca拮抗薬」、一般名は「アムロジピンベシル酸塩」 →循環器官用薬に「血管拡張剤」の分類を新たに設け、「Ca拮抗薬」を追加。	2171	アムロジン
20			ACE阻害薬	乙	・レニベースの日本標準商品分類は「循環器用薬＞血管拡張剤＞アンジオテンシン変換酵素阻害剤」、薬効分類は「持続性アンジオテンシン変換酵素阻害剤」、一般名は「エナラプリルマレイン酸塩」 →「アンジオテンシン変換酵素阻害剤」を追加	2144 2179	レニベース
21			ARB	乙	・プロプレスの日本標準商品分類は「循環器官用薬＞血圧降下剤＜その他の血圧降下剤」薬効分類は「持続性アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤」一般名は「カンデサルタン シレキセチル」 →「アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤」を追加	2149 2179	プロプレス
22			血圧降下薬	丙	・「血圧降下剤」では乙のNo19-21よりも幅広い裁量があることになってしまうので、乙と同じ書きぶりにする。 →No.19～21と同じ品目を丙に追加	214	アムロジン、レニベース、プロプレス
23	消化器官用薬	その他の消化器官用薬	ドンペリドン	甲	・アンケートによると「乙丙にドンペリドンがあるので整合性必要」との意見 →「ドンペリドン」を追加	2399	ナウゼリン
24	泌尿生殖器官用薬	排尿障害改善薬	排尿障害改善薬	甲	・アンケートによると「高齢者が多いため尿閉時用」との意見。 ・提案された薬剤は「その他の泌尿生殖器官」に分類され、当該薬剤の薬効分類は「排尿障害改善薬」。 →「排尿障害治療剤」を追加	259	シロドシン、タムスロシン
25				乙			
26	滋養強壮薬	無機質製剤	内服用電解質剤	甲	・脱水症や電解質の補給・維持のため現行乙にある。なお、甲には現行注射剤として糖類剤、新規提案に維持（3号）液がある（事務局） ・ソリタT配合顆粒3号の薬効分類は「内服用電解質剤」 →「内服用電解質剤」を追加	3229	ソリターT配合顆粒3号、粉末ボカリスエット
27	血液・体液用薬	止血剤	抗凝血薬	甲	・提案された薬剤は「その他の血液凝固阻止剤」に分類され、当該薬剤の薬効分類は「FXa阻害剤」。 ・現行甲の注射薬に「血液凝固阻止剤」があるが、それより細かく特定していない。 →「血液凝固阻止剤」を追加	333	エリキュース、リクシアナ
28	その他の代謝性医薬品	痛風・高尿酸血症治療薬	痛風・高尿酸血症治療薬	甲	・アンケートによると「痛風や高尿酸血症の船員が多い」との意見 →「痛風治療剤」を追加	394	ウルソ、ザイロリック、フェブリック、ユソノーム、コルヒチン
29	高尿酸治療薬	高尿酸治療薬	フェブキソスタット	乙	・アンケートによると「痛風を予防」との意見 ・船上での応急処置とはいえない。 →追加しない	3949	フェブリク

(2) 削除

30	中枢神経系用薬	精神神経用剤	ニトラゼパム製剤	乙	・アンケートによると「習慣性がありふらつきあり（長時間作用）。代替としてリーゼを追加」との意見 (No7参照) →削除	1124	ネルボン、ベンザリン
31			精神神経用剤	甲	・アンケートによると「精神科医が使用するもの」との意見。 ・一方で乙に精神神経剤に分類される「クロチアゼパム」の追加意見あり（No7）、乙に追加する場合、甲にも追加。 ・WHO推奨に精神神経用剤(23ハロペリドール,精神病・強い不穏)があり。現行甲の催眠鎮静剤・抗不安剤と新たに追加意見のあった「クロチアゼパム」で対応可能か検討。 →甲に「クロチアゼパム（5mg）」を追加	117	コントミン、塩酸イミプラミン、トフラニール、レフサプロ
32			クロルプロマジン製剤(12.5mg)	乙	アンケートによると「精神科医が使用するもので、船上で使用するにはやや強い作用でリスクがある」との意見。 ・WHO推奨対象に精神神経用剤(23ハロペリドール,精神病・強い不穏)があるが、現行のジアゼパム製剤・追加案で対応可能であるか検討が必要。 →検討した上で不要であれば削除。	1171	コントミン
33		解熱鎮痛消炎剤	サリチル酸系製剤	甲	・アセトアミノフェン(No8-11)追加に伴い、削除意見あり。	1143	アスピリン、パファリン
34				乙	・WHO推奨（1アセチルサリチル酸）は、主に血栓対応。抗血小板薬として第一選択となっているため、削除		
35				丙	には検討が必要。		
36				丁	→検討した上で不要であれば削除		
37			フェニル酢酸系製剤	甲	・アンケートによると「ロキソプロフェンナトリウム水和物追加に伴い、削除」との意見 →削除	1147	ボルタレン
38			配合剤	甲	・「配合剤」だけでは適切に選択できない	114	SG配合顆粒、ナロンエース、イブ、ベンザエース
39				乙	・他の解熱鎮痛消炎剤で対応できる		
40				丙	→削除		
41	循環器官用薬	強心剤	強心剤	甲	・アンケートによると「臨床で使用しない」「副作用を考えると不要」との意見 →削除	211	ノイキノン、ラニラビッド
42		血圧降下剤	カプトプリル（12.5mg）	乙	・Ca拮抗薬、ACE阻害薬、ARBの追加に伴い、削除意見があった。 →削除	2144	カプトプリル
43		血管拡張剤	末梢血管拡張剤	甲	・アンケートによると「流産防止であり不要」との意見。 ・効能・効果に月経困難症。女子船員が乗り組まない場合は備え付なくてもよい。	2172 1249	ズファジラン
44			塩酸イソクスブリン製剤	乙	→削除しない	2172 1250	ズファジラン
45	消化器官用薬	健胃消化剤	健胃剤	丁	・丁は沿海区域・平水区域を航行する船舶であり、サリチル酸系製剤（アスピリン等）、アセトアミノフェン（カロナール等）、アトロピン系製剤（ブスコパン等）に加えて健胃剤が最低限必要なものといえるか検討が必要。なお、丁には止瀉剤を効能とする薬の備付け義務もない(事務局案) →検討の上、必要なければ削除	2,339	健胃錠、大正漢方胃腸薬、タケダ漢方胃腸薬、新センロック
46		制酸剤	制酸剤	甲	・アンケートによると「ガスターなど消化性潰瘍用剤で代用可」との意見	234	ミルマグ、パンシロン、炭酸水素ナトリウム
47				乙	→削除		ミルマグ、パンシロンG、重曹

48	泌尿生殖器官用薬	子宮収縮剤	バッカク類製剤	甲	・アンケートでは「流産・出産後に使用」との意見 ・STCW条約では妊娠出産への医療に対応することになっているが、船員法87条では妊娠中の女子は使用してはならないとしており、例外は母性保護上医師が問題ないと認め、最寄りの国内の港に2時間以内に入港できる場合又は航海中に妊娠が判明した場合。いずれも子宮収縮剤の使用は想定されない →削除	2531	メチルエルゴメトリン
49				乙			
50	ビタミン剤	ビタミン剤	ビタミン剤	甲	・アンケートでは「食事をとれていれば不要」との意見 ・食事を取れる場合でも、食生活の偏りによりビタミン不足になる状況も想定される →削除しない	31	アリナミン、シナール、ベンフォチアミン、 ピタメジンカプセル
51			ビタミンB1剤(5mg)	乙		312	アリナミン
52				丙			
53			ビタミンC剤 (250mg)	乙		314	シナール
54				丙			
55			混合ビタミン剤	乙		317	ポボンS、ノイロビタン
56	その他の代謝性医薬品	肝臓疾患用剤	肝臓疾患用剤	甲	・アンケートによると「臨床で用いられていない」との意見 →削除	391	グリチロン

(3) 変更等

57	抗生物質製剤	抗生物質製剤	ペニシリン系抗生物質製剤 → ペニシリン系抗生物質製薬	甲	日本標準商品分類の商品項目名は「ペニシリン系抗生物質」 →変更しない	6111	サワシリン、ピクシリンカプセル、ユナシン
58			エリスロマイシン製剤 → マクロライド系薬	甲	商品名例の薬剤の日本標準商品分類は「エリスロマイシン製剤」薬効分類は「マクロライド系抗生物質製剤」一般名は薬剤により異なる →「マクロライド系抗生物質製剤」に変更	6141	クラリス、エリスロシン、ジスロマック
59			エリスロマイシン製剤(200mg) → マクロライド系抗生物質製剤	乙			クラリス、エリスロシン、ジスロマック
60			(200mg)	丙			
61	化学療法剤	合成抗菌剤	ピリドンカルボン酸系製剤 → ニューキノロン系薬	甲	・オールドキノロン系や他のピリドンカルボン酸系製剤を除外し、ニューキノロン系を特定。なお、丙のニューキノロン系抗生物質剤追加について議論中(No4)。 →「ニューキノロン系抗生物質製剤」に変更	6241	クラビット、ジェニナック、シズロキサム
62				乙			
63		抗ウイルス剤	抗インフルエンザウイルス剤 → 抗インフルエンザウイルス薬	甲	・商品名例の薬剤の日本標準商品分類は「抗ウイルス剤」薬効分類は「抗インフルエンザウイルス剤」 →変更しない	6250	タミフルカプセル75、リレンザ
64	中枢神経系用薬	催眠鎮静剤及び抗不安剤	催眠鎮静剤 → 睡眠薬	甲	・日本標準商品分類では「催眠鎮静剤」 →変更しない	112	ネルボン、ベンザリン、レンドルミン
65			抗不安剤 → 抗不安薬	甲	・日本標準商品分類では「抗不安剤」 →変更しない	112	セルシン、ホリゾン、リーゼ
66		精神神経用剤	精神神経用剤 → 抗精神病薬	甲	・日本標準商品分類では「精神神経用剤」 →変更しない	117	コントミン、塩酸イミプラミン、トフラニール、レフサプロ

67	末梢神経系用薬 → 上部消化管疾患治療薬	鎮けい剤 → 抗コリン薬	鎮けい剤 → 四級アンモニウム塩合成抗コリン薬	甲	・アンケートで提案のあった「四級アンモニウム塩製剤」は日本標準商品分類では自立神経剤(123)に分類。アンケートでは自立神経剤に分類されるチアトンカプセル（商品名）について削除意見。 ・商品名「ブスコパン」の日本標準商品分類は「鎮けい剤(124)」 →変更しない	124	ブスコパン、チアトンカプセル
68	感覚器官用薬	鎮暈剤 → 鎮暈薬	鎮暈剤 → 鎮暈薬	甲	・日本標準商品分類では「鎮暈剤」 →変更しない	133	ドラマミン、メリスロン
69	呼吸器官用薬	鎮咳去たん剤	鎮咳剤→鎮咳去痰剤	乙	・メジコン（商品例）は鎮咳去痰剤だが、鎮咳薬に誤分類の可能性あり（事務局） →メジコンが必要であれば「鎮咳去痰剤」に変更	222	メジコン、バブロン咳止め、プロコデ咳止め
70				丙			
71	消化器官用薬	健胃消化剤	健胃剤	丙	・アンケートによると「健胃剤又は消化酵素製剤どちらかでよい」との意見 ・乙・丙は健胃剤・消化酵素剤を備えることになっているため、丙だけでなく乙も合わせて検討。丁は健胃剤のみが選択。仮に健胃剤よりも消化酵素剤を選択すべきであれば、丁は健胃剤のままでよいのか検討が必要。 →乙・丙について「健胃剤」のみに変更（＝消化酵素剤を削除）	2339	健胃錠、大正漢方胃腸薬、タケダ漢方胃腸薬、新センロック
72			消化酵素製剤→削除	丙		2331	新タカザア、タフマックE
73		消化性潰瘍用剤 → 消化性潰瘍治療薬	消化性潰瘍用剤	甲	・日本標準商品分類では「消化性潰瘍用剤」 →変更しない	232	セルベックス、ガスター、タケブロン
74	ホルモン剤	副腎ホルモン剤 → 副腎皮質ステロイド薬	副腎ホルモン剤 → 副腎皮質ステロイド薬	甲	・アンケートでは「プレドニンかプレドニゾロンのどちらかでよい」との意見。現行よりも範囲を限定し、薬剤を適切に選択可能。 ・日本標準商品分類では「副腎ホルモン剤>プレドニゾロン系製剤」 →「プレドニゾロン系製剤」に変更	2456	リンデロン、プレドニン、プレドニゾロン
75	滋養強壮薬	無機質製剤	配合剤（3g包） →内服用電解質剤	乙	・ソリタT配合顆粒3号が商品例として掲載されているが、1包4g ・ソリタT配合顆粒3号の薬効分類は「内服用電解質剤」 →追加の場合「内服用電解質剤」	3229	ソリターT配合顆粒3号、粉末ボカリスエット
76	寄生動物用薬	抗原虫剤	配合剤 → 抗マラリア薬	甲	・「抗原虫剤>配合剤」よりも、メファキンやリアメット配合錠の薬効分類である「抗マラリア薬」のほうがマラリア治療に資する薬剤を適切に選択可能 ・WHO推奨(5,6アルテメテル) →「抗マラリア剤」に変更	6419	メファキン「ヒサミツ」
77				乙			

2. 注射薬

(1) 追加

No	分類		品 名	表	事務局案	薬効 分類	備考（商品名例）
78	血液・体液用薬	抗プラスミン薬	トラネキサム酸（1000mg/10ml）	甲	・ 現行告示の「止血剤」に含まれる ・ 止血剤を「トラネキサム酸」に限定する趣旨である場合、「止血剤」を「トラネキサム酸」に変更が必要。 →後者の趣旨が確認されない限り追加しない。なお、甲を変更する場合、乙の止血剤も合わせて修正。	3327 449	トランサミン
79		輸液製剤	細胞外液補充液（等張液） （500ml）	甲	・ アンケートによると「輸液製剤として必要」との意見 ・ 現行告示の「血液代用剤」に含まれる →追加しない	3319	ラクテックなど
80			維持（3号）液（500ml）	甲	・ アンケートによると「輸液製剤として必要」との意見 ・ 現行告示の「血液代用剤」に含まれる →追加しない	3319	ソリタT3など
81	生物学的製剤	トキシイド類	破傷風トキシイド	甲	・ 破傷風の創傷処置で使う →追加	6322	

(2) 削除

82	抗生物質製剤	抗生物質製剤	テトラサイクリン系抗生物質製剤	甲	・ アンケートによると「使用頻度少ない」との意見 ・ WHO推奨(17ドキシサイクリン,感染症)。適応菌種はブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、淋菌、炭疽菌、大腸菌、赤痢菌、肺炎桿菌、ペスト菌、コレラ菌、ブルセラ属、Q熱リケッチア（コクシエラ・ブルネティ）、クラミジア属。 ・ 添付文書に「点滴静脈内注射は、経口投与不能の患者及び救急の場合に行い、経口投与が可能になれば経口用剤に切り替える →他の抗生物質で対応可能か検討し、不要であれば削除。必要であれば、内容薬への変更を検討。	6152	ミノマイシン
83			アミノ糖系抗生物質製剤	甲	・ アンケートによると「使用頻度少ない、副作用比較的多い」との意見 ・ 適用菌種はイセパマイシンに感性の大腸菌、シトロバクター属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、プロテウス属、モルガネラ・モルガニー、プロビデンシア属、緑膿菌 →削除	6134	イセパシン、エクサシン、パニマイシン、ピクリン、硫酸アミカシン
84	中枢神経系用薬	催眠鎮静剤及び抗不安剤	催眠鎮静剤	甲	・ アンケートによると「麻酔時に用いるもの」との意見 ・ 甲には局所麻酔剤あり。 ・ フェノバル（商品例）はてんかん発作としても承認あり(1134)。WHO推奨にてんかん発作対応のためミタゾラム（33）があるが、てんかん発作は他の薬剤で対応可能か。 →後者について検討した上で不要との判断に至れば削除	112	フェノバル
85		催眠鎮静剤	バルビツール酸系製剤	乙		1125	
86	循環器官用薬	強心剤	配合剤	乙	・ アンケートによると「臨床で使用しない」との意見	211	エホチール
87				丙	→削除		
88	ビタミン剤	ビタミン剤	ビタミン剤	甲	・ アンケートによると「注射薬として不要」との意見 →削除	31	アリナミン、フラビタン、ビタミンC、ピリドキサル、ビタメジン、静注用ビタノイリン

89	滋養強壮薬	糖類剤	糖類剤(5%・500ml)	乙	・アンケートによると「点滴静注しないのであれば不要」との意見 ・衛生管理者は点滴不可 →削除	323	5%ブドウ糖注
90	血液・体液用薬	血液代用剤	リンゲル液(500ml)	乙	・衛生管理者は点滴不可 →削除	3319	リンゲル液

(3) 変更等

91	循環器官用薬 → ホルモン剤	血圧降下剤 → 副腎ホルモン剤	エビネフリン製剤	乙	・日本標準商品分類では「ホルモン剤＞副腎ホルモン剤＞エビネフリン製剤」 （事務局） →変更	2451	ボスミン
----	-------------------	--------------------	----------	---	--	------	------

3. 外用薬

(1) 追加

No	分類		品 名	表	事務局案	薬効 分類	備考（商品名例）
	血液・体液用薬	止血剤	セルロース系製剤	甲	・現行、乙のみに記載あり。甲にも必要か要検討（事務局） →必要との判断に至れば追加	－	－
92			綿型			3325	サージセル・アブソーバ、ブル・ヘモスタット
93			ガーゼ型			3325	スボンゼル
94	呼吸器官用薬	気管支拡張剤	気管支拡張剤	甲	・アンケートによると「内用薬に加えて吸入薬を追加」との意見 ・アドエア（商品例）の薬効分類は「喘息治療配合剤」 →「喘息治療配合剤」を追加	229	アドエア
95				乙			
96				丙			
97		含嗽剤	含嗽剤	乙	・アンケートによると「ルゴール液（商品例）の代用」（No106,107参照） →追加	225	イソジンガーグル、ポビドンガーグル
98				丙			
99	中枢神経系用薬	解熱鎮痛消炎剤	アセトアミノフェン	甲	・アンケートによると「使用頻度が高い」との意見 →追加 既に乙種に規定されている「解熱鎮痛消炎剤」については「アセトアミノフェン」に変更	1141	カロナール坐剤、アンヒバ坐剤
100				乙			

(2) 削除

101	外皮用薬	鎮痛鎮痒収斂消炎剤	パップ剤	甲	・パップ剤は日本薬局方により「水を含む基剤を用いる貼付剤」と定義付けられているが、薬効を特定するものではない。現行の甲乙のように副腎皮質ホルモン製剤、その他の鎮痛鎮痒収斂消炎剤（モーラステープ、ロキソニンテープ等（商品例））の記載がなければ適切に選択できない。 ・削除すると丙の貼付剤はなし。乙と同じく副腎皮質ホルモン製剤、その他の鎮痛鎮痒収斂消炎剤を位置づけるか検討が必要。なお、日本以外では貼付剤が一般的ではないことも考慮に入れる。 →削除	264	キュウメタンパップZ（温・冷タイプ）
102				乙			
103				丙			
104		寄生性皮膚疾患用剤	配合剤	乙	・「配合剤」だけでは適切に選択できない。乙丙には寄生性皮膚疾患用抗生物質製剤（抗真菌剤）があり、対応できる →削除	265	ピロエースW軟膏、セバリンT軟膏
105				丙			
106	歯科口腔用薬	歯科口腔用薬	咽頭塗布剤	乙	・アンケートによると「イソジンガーグルなどで対応できる」との意見 →削除	279	純正ルゴール
107				丙			

(3) 変更等

108	外皮用薬	外皮用殺菌消毒剤	稀ヨードチンキ→ヨウ素化合物	乙	・アンケートによると「臨床現場で稀ヨードチンキは使用しない」との意見 ・甲に「ヨウ素化合物（商品例：イソジン液）」あり →「ヨウ素化合物」に変更	2612	稀ヨードチンキ（削除）、イソジン液
109			創傷消毒剤→ヨウ素化合物	丁	・甲～丙は外皮用殺菌消毒剤(261)をアルコール製剤、ヨウ素化合物、その他の創傷消毒剤と分類。丁のみ「創傷消毒剤」で幅広く読めてしまう ・形成外科診療ガイドライン2021(日本形成外科学会、日本創傷外科学会、日本頭蓋骨顔面外科学会)によると、「創傷部の感染予防には水道水による洗浄が有効であり、消毒薬等を用いることは必ずしも必要ではない（強い推奨、弱い根拠）」、「保存的治療において消毒の使用を考慮してもよい（弱い推奨、弱い根拠）」 →「ヨウ素化合物」に変更	2612	—
110		化膿性疾患用剤	外用抗生物質製剤	乙	・甲・丙では「外用抗生物質製剤」と表記。乙のみ限定をかける必要はない →変更（軟膏・ガーゼの区分を除く）	2634	ゲンタシン軟膏、パラマイシン軟膏、テラ・コートリル軟膏
111			軟膏 ガーゼ				ソフラチュール
112		寄生性皮膚疾患用剤	寄生性皮膚疾患用抗生物質製剤	乙	・日本標準商品分類の「寄生性皮膚疾患用抗生物質製剤(2656)」では特定できない（事務局） →「抗真菌剤」に変更	2656	ニゾラルクリーム、アスタットクリーム
113			→抗真菌剤	丙			—
114	歯科口腔用薬	歯科口腔用薬	窩洞仮封剤	乙	・医薬品ではないため、医療衛生用具に変更。（医療衛生用具No12参照）（事務局案） →変更	—	キャピトン
115	感覚器官用薬	眼科用剤	眼科用抗生物質製剤 軟膏	乙	・甲・丙では「眼科用抗生物質製剤」と表記。乙のみ限定をかける必要はない →変更（軟膏・点眼液の区分を除く）	1317	タリビット眼軟膏
116			点眼液				クラビット点眼液、タリビット点眼液
117			目薬 → 収斂消炎点眼液	丁	・「目薬」だけでは適切に選択できない。 ・丙には「収斂消炎点眼液」が記載 →「収斂消炎点眼液」に変更	—	大学目薬、新ロート目薬

4. 体外診断用医薬品

(1) 追加

No	分類	品 名	表	事務局案	薬効 分類	備考（商品名例）
118		インフルエンザ抗原検査キット	甲	・抗原検査キットの使用が一般的 ・鼻咽頭検体は医行為。自己採取も危険。 →追加。乙については「鼻咽頭検体を除く」ものに限定。		
119			乙			
120		COVID-19抗原検査キット	甲			
121			乙			

(2) 削除

122		血液型判定用抗体	甲	・健康証明書で判明するので不要 →削除		ABO式血液型判定用抗体
123		血液検査用試薬	甲	・アンケートによると「輸血をしないので不要」との意見 →削除		診断用クエン酸ナトリウム液
		一般診断用試薬				—
124		細菌検査用	甲	・アンケートによると「使用が想定されない」との意見 →削除		レフレルのメチレン青液、石炭酸ゲンチアナ紫液、ルゴール液、チールの石炭酸フクシン液
125		血球検査用	甲			ハイエム液、チュルク液、ギムザ液、メイ・グリュンワルド液
126		血色素測定用	甲			N/10塩酸